

## 一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区新川2丁目5番2号

氏名 バイオエナジー株式会社

代表取締役 盛下 学

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年1月29日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類

普通ごみ

2 処分（最終処分を除く。）  
最終処分の区別

処分（最終処分を除く。）

3 処分の方法

メタン発酵

4 処理施設等の種類、数量、  
設置場所及び処理能力

メタン発酵施設 1施設 大田区城南島3丁目4-4

130t/日（24時間稼働）

（固形状廃棄物125t/日・液状廃棄物5t/日）

5 処分先

（株）シンシア エコシステム千葉（株）タカヤマ （株）エコ計画  
アサヒブリテック（株）三栄管理興業（株）  
イー・ステージ（株）オリックス資源循環（株）  
（株）デイ・シー J&T環境（株）アイテック（株）  
（株）クレハ環境 丸源起業（株）JWケミテック（株）  
（株）友和環境第三工場 （株）リサイクルクリーン  
（株）総合整備 （株）サニックス 丸源起業（株）破碎処理施設

6 許可期間

令和6年2月1日 から  
令和8年1月31日 まで

7 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、  
交付日から効力を有する。

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。